

確 約 書

労働者災害補償保険の療養(補償)等給付たる療養の費用のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術に係るものについての受任者払の取扱いを申し出るに当たり、下記の事項を遵守することを確約します。

記

- 1 被災労働者から施術を求められたときは、その者の提出する診断書又は指示書によって施術を行うものとする。
- 2 受任者は、施術録を整備し、施術に関し必要な事項、自覚症状に対する施術効果(直接効果、持続効果等)の経過を記載し、これを施術録と一括して整理すること。
- 3 施術録及び症状経過表をその完結の日から5年間保存しなければならないこと。
- 4 施術に関する標準回数及び禁忌事項等を遵守するとともに、労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準その他関係法令等を厳守すること。
- 5 労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準で定める料金以外の料金を被災労働者又は事業主より徴収しないこと。
- 6 療養の費用請求書は、必要の都度被災労働者から提出させること。特に、施術が長期に亘ると見込まれる場合等であっても、療養の費用請求書に、事業主等に予め事業主の証明をさせたり又は請求人に委任状欄などの請求人が記載する欄に予め氏名を記入させたりしないこと。
- 7 移送費(いわゆる通院費)については、受任者払の対象とならないので、その請求は被災労働者から直接所轄労働基準監督署長あてに行わせること。
- 8 受任者は、他のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に対して、確約書の内容を遵守するよう指導すること。特に、他のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が担当した施術内容について適時把握し、適正な施術料金の請求が行われるよう努めること。
- 9 受任者は、施術所の廃止等により指名施術所の存続ができなくなったとき又は所轄労働局長に提出した申請書、施術費用の受任者払に係る同意書、受任者選任届及び指定・指名機関登録(変更)報告書の内容に変更があったときは、速やかに所轄労働局長に、診鍼様式第 17 号「労災保険指名施術所指名申請に係る申出事項の変更等申出書」等を提出すること。
- 10 受任者払に関して、療養の費用の請求内容に架空請求等の不正又は不当の事実が認められた場

合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 703 条（不当利得の返還義務）に基づき、施術者に返還請求を行うので速やかに応じること。

令和 年 月 日

氏名

労働局長 殿